

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 5 月 31 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区立学童保育室保護者負担金の納付に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月13日

足立区長 近藤 弥生

足立区立学童保育室保護者負担金の納付に関する和解について

足立区は、足立区立学童保育室保護者負担金未納分の納付につき、下記により和解する。

記

- 1 相手方
足立区谷中在住者
- 2 和解の要旨
別紙和解条項のとおり

和解条項

足立区（以下「甲」）と（以下「乙」）とは、甲と乙間の学童保育室保護者負担金（以下「本件負担金」）に関して、以下のとおり和解する。

- 1 乙は、甲に対し、平成25年10月から平成26年2月までの本件負担金の未納分として、3万円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲に対し、前項の金員を次のとおり分割して、甲の交付する納付書により支払う。
 - (1) 平成30年4月末日までに1万2千円
 - (2) 平成30年5月末日までに1万2千円
 - (3) 平成30年6月末日までに6千円
- 3 乙が前項の分割金の支払いを1回以上怠ったときは、当然に同項の期限の利益を失い、乙は、甲に対し、第1項の残金を直ちに支払う。
- 4 甲と乙は、本件に関し、甲及び乙の間に、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。

平成30年4月13日

甲： 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
同代表者区長 近藤 弥生

乙： 東京都足立区
氏名